

大分県立美術館開館 10 周年記念式典・イベント開催準備等委託業務 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、大分県立美術館開館 10 周年記念式典・イベント開催準備等委託業務の委託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

大分県立美術館開館 10 周年記念式典・イベント開催準備等委託業務

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 業務概要

R7 年 4 月 24 日に開館 10 周年を迎える大分県立美術館において、節目となる 10 周年を県民とともに祝う記念式典を開催するとともに、R7 年 4 月から 12 月にかけて県立美術館のコンセプトをベースに美術館を活用し、美術・音楽等の多彩なジャンルのイベントを開催する。「芸術文化ゾーンの賑わい創出」「芸術文化発信の核」等の県立美術館の役割を果たす好機会となる本式典・イベントにかかる企画、調整、広報等の前年度準備を目的として本業務を委託する。

(4) 業務詳細

別紙「大分県立美術館開館 10 周年記念式典・イベント開催準備等委託業務仕様書」のとおり

(5) 契約限度額

13,684,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 留意事項

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（本要項 5（1）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）であること。

- (4) 本要項4(1)に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - イ 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
 - ウ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団(員)に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (キ) 暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 応募方法等

(1) 参加表明書の提出

参加を希望する者は、「技術提案参加申込書」(様式1)を令和6年8月26日(月)17時00分までに下記(3)の提出先に持参すること。

参加表明後に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。また、都合により辞退する場合には技術提案参加辞退届(様式2)を提出すること。

(2) 提案書等提出書類

「技術提案参加申込書」の提出後、以下の書類を令和6年9月2日(月)17時00分までに下記(3)の提出先に持参すること。提出部数は正本1部、副本4部

とする。

ア 会社概要書（様式3）

企業パンフレットを添付すること。ただし、内容が網羅されていれば、企業パンフレットのみで代用可能とする。

イ 企画提案書（任意様式）

実施体制（本業務実施における責任者及び大分県との連絡窓口などの人員配置等）、業務スケジュール、類似業務受注実績を明記すること。

ウ 概算費用見積書（任意様式）

企画提案書に基づき本委託業務を実施した場合に必要な経費を算出し、詳細内容と内訳金額を記載した見積書を提出すること。

(3) 提出先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部芸術文化振興課 芸術文化企画班

電話 097-506-2057

E-MAIL : a10310@pref.oita.lg.jp

(4) 質問

本プロポーザルの実施に関する質疑については、「質問書」（様式4）により行うものとし、電子メール又は持参のいずれかの方法で行うこと。

ア 質問書提出期限：令和6年8月26日（月）17時00分

イ 提出先：上記（3）の提出先と同様

ウ 回答方法：本提案競技参加希望者全員に対して、令和6年8月29日（木）までに電子メールにより回答する。

5. 審査方法等

(1) プレゼンテーション

ア 日時

令和6年9月5日（木）の指定した時間

イ 場所

大分県庁本館3階 31会議室

(2) 説明者

説明者は3名以内とする。

(3) プレゼンテーションの時間

15分以内

(4) 質疑応答

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき質疑応答を行う。

（10分程度）

(5) その他

- ア 企画提案希望者が多数（5者以上）となった場合は、「6 審査基準」に従い、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（4者）を選定する。
- イ 集合時間等は、企画提案参加希望者に電子メールにて通知する。
- ウ プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。

6. 審査基準

審査にあたっては、大分県立美術館開館 10 周年記念式典・イベント開催準備等委託業務提案書審査基準表に基づき審査委員が個別に評価採点（50 点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出し、順位を決定する。

7. 選定

- (1) 6 の審査基準により各審査委員の評価点の合計の最も高い者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、評価点の高い順に順位付けを行う。
- (2) 選定結果は、すべての提案者に文書で速やかに通知する。
- (3) 審査経緯及び審査内容は公表しない。
- (4) 選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

8. 契約等の締結

- (1) 前記 7 の選定による最優秀提案者を業務委託候補者として業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、契約金額の範囲内において内容を修正することもあり得る。
- (2) 協議が不調の時は、前記 7 により順位付けられた上位の者から順に契約等の締結の協議を行うものとする。

9. その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効
 - ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名・押印のない参加表明書により参加申込みをしたもの。
 - イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
 - ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
 - エ 指定する提出期限を超えて提出したもの。
 - オ 「4（2）提案書等提出書類」に示す提出書類がないもの。

- カ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し
 - 緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。
 - なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を大分県に請求することはできない。
- (3) その他
 - ア 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。
 - イ 本プロポーザルの参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。
 - ウ 提案書の取扱い
 - (ア) 提出された提案書は、本プロポーザル以外に無断で使用しないものとする。
 - (イ) 提出された書類は、必要に応じて複製を作成することがある。
 - (ウ) 提出された書類は、返却しない。
 - (エ) 提出期限後は、企画提案書等に記載された内容の変更を認めない。
 - (オ) 提出された企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は大分県に帰属し、無償で大分県に譲渡するものとする。
 - エ 実際の業務内容は、提案内容を基に予算の範囲内で大分県と選定した業者との話し合いにより決定する。
 - オ 提案書の提出は、1者について1案とする。
 - カ 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
 - キ 上記カに示す個人情報の取扱いは、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規定に従うこととする。
 - ク 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

10. 問合せ先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部芸術文化振興課 芸術文化企画班

097-506-2057

E-MAIL : a10310@pref.oita.lg.jp